

がございます。そういったものを、すべて本法で、一方の立場を押えて、一つの立場から規定をするという。ことは、ある一方の立場をとっておる人にはいいかもしれませんが、そのほかの立場をとっておる人には非常に悪い。言いかえすれば、そういう立場を本法でとりますと、なかなかまとまりが悪いのでありまして、こういうふうな規定の仕方の方がそういう意味ではいい。つまり、本法で、三条一項で、抽象的には認めておる立場をとっておりまされども、本法で特段の規定をとらないようにするもの、これについては、そういう二つの立場が今後どういふふうな学説、判例の上に現われていくか、その現われていくところにまかせようというほうがまとめでやすいという情事にあつたことは事実でありますけれども、私も立法に関与するものが、そういう場合に、二項ないし五項以外のものは認めないのだという立場で規定をする、こういうたほうがいいのだというふうな考え方は方からとつた立場では決して私どもはないわけでありまして、こういうた形でまとめれば、三条一項ですべて含んでおるのだから、そのほかのものについては、兩説をまとめた上で今後の健全な判例が一つの発展によって対処し得るということで、こういった形でまとめたのでありまして、それをずるいと批判されるか、あるいは賢いと批判されるか、それはあえて私どもは受けるより仕方がないと思ひます。

○**龜田得治君** たえば、義務づけ訴訟の問題ですね。これは、今後の学説、判例の発展に待つんだ、提案者としてはこたわつておらない、こう純粹に、

そういうふうな理解していいですか。○**政府委員(浜本一夫君)** 全くそのとおりであります。

○**龜田得治君** では、その三条の第一項の解釈は、私もそういうふうな理解いたします。そこで、多少提案者の意見を聞きたいわけですが、提案者としては、義務づけ訴訟というものをどういふふうな考えでおりますか。たとえば、現在の特例法のもとにおいてもこれはできるんだ、こういう有力な学説もありまされども、また、若干そのような考えを裏づけるような判例もあるわけですね、数は少ないけれども。それから、一方には逆な学説、数は現在そのほうが多いでしょう、それから、判例もそういう意味の判例のほうが多いのですが、提案者としては、どういふふうな考え方を持っておりますか。○**政府委員(浜本一夫君)** ただいま私が御説明申し上げましたように、提案者といつたしましては全く白紙なんでありまして、もししいて意見をお聞になつておるとしますと、私個人の意見を述べなければならぬような立場になつておるのですが、私個人の意見として、少くとも現在の日本の学説、判例の趨勢からいいますと、まあ私もその趨勢に従うわけでございますが、義務づけ訴訟であるとか給付訴訟であるとかというものはまだ許されないとのことと思つております。これは全く私個人の意見であります。

○**龜田得治君** その許されないとこの根拠ですね。それはどういう点にあるわけでしょうか。○**政府委員(浜本一夫君)** それは、今の龜田委員があげられました意見の中の私の同調しているほうの意見が述べられているとおりでありまして、裁判所は、なされた行政処分について、それが違法であるかどうかについては判断権はあるけれども、裁判所自身が行政処分をやると同じ結果を来すようなことはできないという考え方なんでしょう。義務づけ訴訟も、単に行政庁にそういう行政処分をする義務があるという確認をするだけでございまして、それ以上、あたかも裁判所が行政処分をやつたと同じ結果をきたす、給付訴訟においてもまさにそのとおりであるという考え方であらうと思ひます。私もそれに同調しているわけでありまして、○**龜田得治君** そういたしますと、現行特例法の第一条に書いておられます文字の解釈、法文の解釈がなされ、行政訴訟の性格からくるんだと、司法裁判所の権限といふんですか、そういうふうな本質的な問題からそういうふうな判断されると、そういうふうな理解ですか。○**政府委員(浜本一夫君)** そのとおりであらうと思ひます。

○**龜田得治君** しかし、義務づけ訴訟にいたしましては、その訴訟の結果行政処分するのは行政庁がやるのでしよう。司法裁判所自身が一つの行政行為をやるわけではないのですか。だから、何か義務づけ訴訟を認めることによつて司法裁判所が行政庁にとつてかわるといったような考えは、多少筋が通らぬのじゃないかという感じがするのです。それから、確認訴訟を今度認められておるのですか。そうして確認訴訟の勝訴判決が出れば、行政庁に対する拘束力というものは出てくるわけですね。ですから、あまり変わらないわけですね。その司法裁判所の判決に行政

庁が当然忠実であるべきなんです。それから、だから、そこまで認めておれば、個々の紛争をとつて見ないと一々具體的な判断はできないわけですが、ある場合には、義務の確認ということだけじゃなしに、もう少し強い、給付的な訴訟を許していくということでも少しも私は差しつかえないような感じがするのです。どうもこの問題についての学説、判例は二つに分かれておるわけですが、何か司法裁判所というものは、行政庁の問題にタッチしないようにしないようにというふうな、一つの何かとらわれたような感じがする。何となく、確認訴訟まで認めているのなら、ちつとも差しつかえないような感じがする。そういうところに行行政行為というものの対する何か偏見が一つあるのじゃないか。必要以上に行政行為を尊重する、これは、あなたのほうからいろいろの資料をいただいたりして、私も多少勉強してみたいわけですが、たとえばアメリカの場合等ですね。完全にそういう給付的な訴訟を認めておる。その場合の根拠をずっと私なりに調べてみると、国民が官庁に対してたとえば何か許してくれ、こういう申し出をする、それを、お前は条件に該当しない、ほんとに。条件に該当しておるのに、認定が誤つておるという場合には、当然それはけしからぬ、これは各々どこでもみんなやる。ところが、何もしないでほうっておくというわけですね。そういう何もしないような行動は、積極的に要請を断つておるのと同等に評価されているわけですね、国民に對する不親切としては。そういうこと

ものじゃない、あなたなりに、やはり一つのちゃんとした評価を持って、そういう考えをお述べになつてゐると思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(浜本一夫君) これは、私だけの個人的な意見をここで議論していただくまでも、実はその場でないと思ふのでありますが、今亀田委員は、確認訴訟を認めているのだから同じじゃないかとおっしゃいますが、本法で取り上げております確認の訴えと申しますのは、不作為の違法確認でありまして、しかもその場合には、裁判所が判断いたしますものは、何もしないことは違法だというだけでありまして、その事案についてどういった処分をすべきだという積極的な意見を現わして判決するものではございません。やはりその場合にも、司法と行政との限界ははっきりと守つた形で訴訟の類型を本法案は定めてゐるのでありまして、積極的な義務確認の訴訟というものは、本法案には何も触れておりません。やはりその点におきまして、言うまでもなく、その司法と行政との限界は、本法案では守つてゐるのであります。でありますから、義務確認を認めてゐるのだから、百尺竿頭一步を進めて、義務づけ訴訟を規定したらいいじゃないかとおっしゃいますのは、ちょっと筋が違つたように私も考えるのであります。本法案は、あくまで現在の段階においてが国の判例、学説がとつておりますものを、とつております類型だけについて規定を設けたのであります。それ以外のものにつきましては、三条一項で抽象的に、今後認められる余地があるように、窮屈でない立場をとつてゐるのであります。

○亀田得治君 しかし、この不作為の違法確認をするということは、これは当然、結果としては、その訴訟の過程において、一体行政庁はいかなる不作為をやつてゐるのか、そういう不作為はけしからぬじゃないかということが中心になつてやはり訴訟が進められるわけでしょう。してみれば、その結果、原告が勝つた場合には、これは当然、行政庁としては、その裁判において問題になつた趣旨に従つてやはり行動することになるわけですから、これは判決文自体からはそういうことにはならぬのですよ、判決の趣旨からは何らかの行動をとれ、「何らか」という意味になるでしょう、理論的には。しかし、そういうことは理屈です。これは実際は、「何らかの行動」じゃないに、原告というものは、一つの要求をもつてそういう訴えを起しておるし、それから裁判所だつて、そのことを勘案しておそらく事案の審議をしておると思う。だから、そういう形式的なこととを私は申し上げるわけではないの、して、不作為の違法確認ということ、結局は、大事な国民の要求に対して何もしないで怠つておる。それを早くやつてくれ、現在の学説、判例の段階ではなかなかそこまでいかぬものだから、やむを得ず第五項でそこまで認めたのだと思ふんです。しかし、実際の国民の気持は、何もしないのは役所のほう、お前いかぬから何かしてやれ、そんなことを国民は求めているわけじゃない。やはり特定のことをやれ、これを早くやらしてくれ、こういつて裁判所へ迫つておるわけです。実質はそうです。実質面からいうて、不作為の違法確認というものを認める

くらいなら、義務づけ訴訟、給付訴訟、問題によつては、ちゃんと公然と認めて、ちつとも私はそこに矛盾がないように思ふわけです。むしろそのほうが当然じゃないかという感じがしてゐるわけでありまして、この第五項の不作為の違法確認までしか認めないのは、これ以上認めると、裁判所として行政の範囲に入り過ぎるという考えであれば、これは、給付訴訟なり義務訴訟は認めないんだ、こゝろ来なきや、これは筋が通らないわけだ。それは学説、判例に待つ、こうおっしゃるわけですが、将来の動きによつて、それならば、そこにそんな本質的な違いというものは私はないように思ふんですが、どうでしょうか。つまり、不作為確認の訴えというものは義務づけ訴訟、給付訴訟というものは本質的に違ふのかどうか。私は、実質面から見れば、本質的な違いというものは見られない。そんなに本質的に違ふなら、これは、将来でもなかなかそんなものは浮かび上がつてこないと思ふ。本質的な違いじゃないでしよう。これは何かちよつと行き過ぎなんじゃないかという程度の感じじゃないですかね。過去の判例を見ても、給付訴訟を認めた判例があるわけですからね、実例としても、それはほんの数少ないけれども、それから、学説で、有力な学説もやはりあるわけなんだから、そんな本質的な違いじゃないわけですか。この二つ、どう

○政府委員(浜本一夫君) 私と亀田委員が個人的に討論をする場合じやありませんから、ちよつと理屈は申し上げたくないのですが、第五項と第一項の關係で、亀田委員のおっしゃるやうに、第五項があることによつて、かえつてそれ以外の訴訟は禁止するといふことがこの法に現れてゐるんだと、こゝろ解されるおそれがあるといふやうに亀田委員おっしゃつておるやうであります。それが全く私どもの申します三条一項と五項との關係、二項以下も同じであります。特に響くのは五項かと思ひますが、一項と五項との關係で、それ以外は認められないんだという解釈になるか、認めるという解釈になるか、そこは全く私ども、今言つた将来の学説、判例に待つんだといふところなんでありまして、亀田委員のおっしゃるやうな御説明は、さういふ後のことをおつたおられるやうに私も思ふのであります。まさに五項の不作為の違法確認の訴えは、事実上は、あるいは亀田委員のおっしゃるやうな實際上の効果はあるのかもしれません。が、第五項の訴訟並びにその訴訟の判決が法律上持つ効力は、やはり何らかの処分をしないといふことが違法だといふ確認だけにすぎぬのでありまして、その判決があれば、行政庁は何らかの処分をするわけでありまして、したがつて、そのされた処分には四項のような取り消しの訴訟をあらためて起こさなかならぬといふことに法律上はなるわけでありまして、事実上おっしゃるとおりの効果は、それはあるかもしれない。しかし、それは法律上の効果ではないのでありますから、五項の不作為の違法確認の訴えがあるからといって、義務づけ訴訟を認めるのも同じだといふやうには言えな

いものじゃないかといふやうに考えるのであります。

○亀田得治君 そうすると、まあ不当に引き延ばされ、そして判決が出て、また、その判決が意に満たぬといふ場合には、再び今度は取り消し訴訟になると思ふのですが、二回やらなければいかぬわけですね。それは、国民の権利救済としてはなほおかしいと思ふのです。ね、そんな回り道をとらずことは。それで私は、行政庁が、国民からあることをしてくれといふのに、それをしないではうておくれ、裁判所で一々そんなことはけしからぬといふことは、それは一々確認を求めなくたつて、これはあたりまえのことじゃないかと思ふのです。そうでしょう。国民から、法規に基づいて、ちゃんと一定の申請をしてお願いしておる。いかぬものならいかぬと、いいものならいいと、早く許せばいいし、それはどつちかしくちやいかぬわけですね。何もしないのはけしからぬといふのを、わざわざあなた印紙まで張つて、裁判所へ持つていつて、裁判官が足らんで困つておるというのに、裁判でそれを確認してもらわなければいかぬと、どうもそこがおかしいのです。それで、何にもしない場合に、この西独の新しい法律なり、まあ西独の場合、今度はアメリカの行政手続法が相当影響してゐるというふうに聞いてゐるわけですが、そのどの法律を見ても、何もしないことの確認なんといふのは、そんな手間取るやうなことは何もしないでせうね。何もしないのはけしからぬのなら、そのなすべきことをいきなり訴訟で要求せよ、こゝろいふことに端的にこゝろ出ていますね。ど

うも相当こう、いいところまできておるのに、何かそこら辺に理論的に割り切れないものが出てきて、そうして不作為違法確認の訴え、まあこの辺でひとつがまんしておいてくれというのは実際のじゃないと思うのですね、そんなこと。そう思いませんか。あるいはそれはあなたの個人的な意見でもいいですよ、これは。

○政府委員(浜本一夫君) 後に司法で争われるような形で行政処分をするとはめんどくさいと、それよりも、一挙に裁判所で解決ついてもらうほうがいいのじゃないか、これは、そのことだけを取り出して考えれば、まさにそういうことになるのでありますが、そこがまさに司法と行政との接点面なんでしょう、やはり司法は司法の分を守り、行政は行政の分を守るといのが、今の一方の、つまり私が同調しております一方の考え方なのであります。後に争われるような行政処分にしないで、むしろ裁判所なら全部裁判所でやっただけのほうがよろしいというように形になってしまっています、やはり不作為の場合の、そういった意味で司法と行政の分を守ろうというのが、そういった見方をしておる立場の人たちの考え方なのであります。でありますから、もちろん、この五項の不作為の違法確認の訴えが、法律上の効果のみでなしに、先ほど米問題になりましたように、事実上の効果をねらうといいますが、そこに大きな効果があるという評価は私はできるところであります、ともあれ訴訟法上、五項の訴訟がねらっておりますところは、どういった行政処分をすべきだということを裁判所がいうのじゃないに、申請がある

にもかかわらず、相当の期間を過ぎてなおかつ何らの処分をしないで握りつぷしておる、それが違法だということだけの、まさにそれだけの効果なのであります。その判決が事実上持ちます効果は、なるほどおっしゃるとおりになりましようけれども、そこはやはり行政処分をするについては、行政庁に判断権がある、処分権がある、そこまでは裁判所はタッチしない、侵害しないという立場をとっておるのがこの五項の不作為の違法確認の訴えなのであります。

○龜田得治君 まあ裁判所が不当に行政の分野に入ることは、これは問題があるでしょう。だから、そういう問題は、たとえばこの統治行為に属するような政治的な問題、そういう問題は司法的な判断からははずしていかうか、そういったような問題は、これはまた別個にありますが、しかし、この前も問題になった総理大臣異議の問題等も、本来は、私は、そういう政治的な問題、統治行為的な問題と同じようなやうな考え方に基づけるべきものだと考えております。ところが、いかなる行政行為についても全部関係するわけですね、この第三案というものは、総理大臣異議の場合でも、いかなる行政行為にも全部関係がある。そういうところに、当初アメリカのほうから出た意見というものは、やはりアメリカでは、大統領のやつておることに司法裁判所が直接けちをつける。そういう伝統はない。これは非常に単純な常識的なやうな一つの慣行を指摘しているのです。それがいつの間にか行政全般の議論にあれば広がってしまっており、G H Qと交渉をやっておる間に、まあそ

の問題は、またちょっと別にしておきますが、この場合でもですよ。何も司法裁判所が入ってならない行政の分野にまでこちが入っていくと、そういうことの問題ではこれはないのです。それはむしろですね。質的に、本来司法審査の対象にならない行政の分野というものがあられるわけですから……あるいは立法機関の場合にもそういうことがあるでしょう。そういうものとしてこう考えらるべきでね。現実に、国民がその行政庁によってこう権利の侵害を受けておるわけですね。受けておるわけですね。不作為によって受けることもあつた。不作為によって受けることもあつた。だから、その不作為によって権利の侵害を受けておるのに対して、それを救つてやる。これは何も行政に対する侵害じゃないに、権利の救済だと思ふのです。それじゃ逆に考えてみますとね。何か行政庁が、国民の許可申請に対して、それを不許可と、こう処分をしたと、ところが、その不許可処分が実は間違つておるといふことで訴えた。裁判所は、なるほどこれは間違つておると言うて、その取り消し訴訟に対して勝訴の判決を与える。これはだれも不思議に思つてないのです。ね、その場合の取り消し判決は、ところがそれは、考えようによっては行政庁が一たんやつたものに對して、司法裁判所がびしとそれを取り消すのですからね。このほうが行政の分野に対する干渉としては強いとも言えるのです。お前は何かやっておらぬ。お前は忙しいであらうから、じゃおれのほうで手伝つてやる。このほうがむしろある意味では弱い。それ

から行政庁のほうも、いや、おれは実はうっかりしていた、お前やってくれてけつこうだということもあり得ると思う。だから、その取り消し訴訟は、本来の司法の分野で、どうも義務づけとか給付訴訟というのは行政権に入り過ぎるうらみが、感じが強いというふうな伝統的な考え方というものは、いろんな意味で、やはり多少迷信にとらわれ過ぎておるのじゃないかという、私は、非常にいろんな学説、判例を見て、そういう感じがするのです。そう思つて、最近の西独なりあるいはアメリカの戦後の行政手続法を見ますと、作爲によって国民の権利を侵害するものも不作為によってするものと同じだ、評価としては、ということでは、はっきりそれに対する救済というものを司法裁判所に認めておる。しかし、それを認めながらも、司法の介入とならない分野は、もうちゃんとアメリカでもはっきり打ち出しているわけですね。そこらに混乱があるのじゃないかと思ふのです。行政庁が一たんやつたのを取り消すのと、何もやらぬで迷惑をかけておるからそこで裁判所が補つてやるのと、行政権としては、一体どっちが干渉されるというふうに感ずるのです。私は、権利救済という面から見たら同じだと思ふ。どっちだって同じですよ。ただ、いつも問題になるのは、行政の立場がある。立場がある。まあ、司法が入つてきては困る、こうおっしゃるのだが、しかし、この二つの場合に、一体どっちが司法に踏み込まれたと感じますか。私は大同小異だと思ふのですが、どうですか、局長。

○政府委員(浜本一夫君) 大同小異だと言つて結ばれてしまいますと、実は理論がなくなつてしまふので、やはり理論的には、私が申しましたように、私個人の考え方からしますれば、不作為の場合には、不作為が違法だといふだけ裁判所が判断する。その後には処分をするのは行政庁で、やはり理論的にはこういう立場をとらざるを得ないと思ふは思ふのであります。まああまり討論の場になるのを私は好みませんが、龜田委員は、やはり私もが予定しております将来学説、判例がそのほうに発展した後のことを言われているように思います。

○龜田得治君 いや、後というよりも、最近の行政事件に対する世界の立法の趨勢というのは、作爲、不作為といふものをあまり区別しないという考え方非常に割切つておるやうな感じを受けるものですか、ことにドイツなんかの場合には、非常に行政権を強く見る伝統を持つておるわけですね。そのドイツにおいてすら、給付訴訟、行為要求訴訟といふものをきつと認めておる。だから、そういうことは、やはり権利意識の発達がこういふふうな立法を変えてきておると思ふわけですね、せっかくここで行政事件訴訟法を新しく作るということであれば、そういう世界の趨勢にやはり見合つたことをすべきじゃないかという気持ちでお尋ねしている。局長のほうは、別にその考えを否定しているわけじゃないので、だんだんそういうことがやはり学説、判例で認められることなら、決してそれを阻止するような第三案の規定にはなつておらんから御安心願ひたい、こういう意味だろうと思ひますが、ただ、あなたの意見が、やはりそういう問題について非常に前向

きに積極的に考えているのだというこ
とであれば、そういうことが速記録に
載っておれば、今後の行政訴訟の発達
に相当大きな影響があると思いま
して、念のためにこれは聞いてみたわ
けです。

それから、こういう義務付け訴訟と
いったようなことが特にその他では問
題になっているようですが、そのほか
にも、頭で考えてみれば、いろいろな
訴訟の形態というものがあるわけな
いでしょうか。今それを認める
わけですね。それは将来のことではし
やうが、考えられ得る型、そういう点を若
干例示してもらいたいと思うのです。

○説明員(杉本良吉君) ただいまの御
質問の点でございしますが、第二項ない
し第五項以外で考えられる訴訟の形態
は、どういふものがあるかという御質
問についてでございます。先ほどから
問題になっておりますいわゆる義務
付け訴訟でございますが、これは、ド
イツにおきましては、給付訴訟の格好
をとっておりますので、大きな意味に
おいては給付訴訟の中に入ると思いま
す。それから処分禁止、行政処分の禁
止を求める訴訟、こういう給付訴訟の
形態のものもあります。それから、行
政庁に処分をする権限のないことの確
認を求める訴訟、処分権不存在確認訴
訟というようなものの中に含まれ
ます。それから行政庁に処分の変更を
求める訴訟あるいは裁判所に処分の変
更を求める形成訴訟、こういったもの
も考えられるかと思えます。抽象的に
類型と申しますと、そういうものがあ
ると思えます。

○皇田得治君 念を押すようですが、
そういうものも第三条の第一項の中に
第三部 法務委員会会議録第二十六号 昭和三十七年五月四日【参議院】

抽象的には含まれるわけですね。

○説明員(杉本良吉君) さようござ
います。

○皇田得治君 そのほかは考えられま
せんか。

○説明員(杉本良吉君) ただいま申し
上げましたほかに、まだいろいろな形
態が抗告訴訟の類型として考えられる
と思えます。適切な例であるかどうか
わかりませんが、アメリカにお
いては、宣言訴訟という訴訟の類型が
ございしますが、そういったものも、理
論的にはこの第三条の一項の中に含め
て考えらるべき問題ではなからうかと
いうふうに思います。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言も
なければ、本案に対する質疑は次回に
続行し、本案については、本日はこの
程度にとどめます。
次回、五月六日午前十時より開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。
午後四時五十分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件を付
託された。

一、皇室の尊厳を守るための法律制
定に関する諸願(第三、一三六号)
(第三、二七六号)
二、政治的暴力行為防止法案反対等
に関する諸願(第三、一九六号)

第三三三六号 昭和三十七年四月
十八日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願
請願者 東京都台東区浅草公園
五区 伊藤金之輔外八
百七十七名

紹介議員 下村 定君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日
本国民統合の象徴であると規定してあ
るが、まことに皇室は日本国民の精神
の支柱である。だから国民は、皇室に
対し限りない尊敬の念と親愛の情をい
だしているのである。しかるに、最
近、国民の一部には、公然と皇室を非
難侮辱してはばからない者が増加して
おり、この傾向を放置すれば皇室と国
民との伝統的、精神的関係は破壊さ
れ、国民統合の核心が失われる危険さ
えあり、憂慮に堪えないところであ
る。それにもかかわらず、これに対して
有効な措置を講じ難いのは、現行法に
皇室の名譽と尊厳とを保障するに足り
る直接かつ明確な条章が存在しないか
らであることを痛感するものであり、
このような状態を熟慮することはでき
ないから、この際皇室の尊厳を守る
ための法律を制定せられたいとの
諸願。

第三二七六号 昭和三十七年四月
十九日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願(十一通)

請願者 京都市左京区田中中西
浦町 東正次外百十九
名

紹介議員 井上 清一君
この諸願の趣旨は、第三三三六号と同
じである。
第三二九六号 昭和三十七年四月
十九日受理

政治的暴力行為防止法案反対等に関
する諸願
請願者 鹿児島市郡元町一、五

○八号)(第三五四五号)(第三五
四六号)(第三五四七号)(第三五
四八号)

第三三三八号 昭和三十七年四月
二十日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願(一通)

請願者 奈良県御所市御所町
安川弥作外十九名

紹介議員 木村篤太郎君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本
国民統合の象徴であると規定してある
が、まことに皇室は日本国民の精神的
支柱である。だから国民は、皇室に対
し限りない尊敬の念と親愛の情をい
だしているのである。しかるに、最近、国民
の一部には、公然と皇室を非難侮辱し
てはばからない者が増加しており、こ
の傾向を放置すれば皇室と国民との伝
統的、精神的関係は破壊され、国民統合
の核心が失われる危険さえあり、憂慮
に堪えないところである。それにもか
かわらず、これに対して有効な措置を
講じ難いのは、現行法に皇室の名譽と
尊厳とを保障するに足りる直接かつ明
確な条章が存在しないからであること
を痛感するものであり、このような状
態を熟慮することはできないから、こ
の際、皇室の尊厳を守るための法律を
制定せられたいとの諸願。

第三五二二号 昭和三十七年四月
二十七日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願
請願者 茨城県茨城郡大洗町
磯浜町四四八 才出久
寿外二百六十名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第三三一八号と同じである。

第三五二九号 昭和三十七年四月二十七日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 愛媛県越智郡大西町星浦 越智清敏外三百五名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第三三一八号と同じである。

第三五三二号 昭和三十七年四月二十八日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二通)
請願者 山口県下関市山ノ田日本住宅公団二四五号 相賀岩雄外四十四名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第三三一八号と同じである。

第三五七五号 昭和三十七年四月二十八日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 宮崎県西都市大字三納 一七三七 葛西林外百二名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第三三一八号と同じである。

第三三四五号 昭和三十七年四月二十一日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願(二通)
請願者 北海道函館市湯川町三ノ二〇ノ七 海老名宣夫外五十一名

紹介議員 千葉 信君
裁判所に勤務する代行書記官、代行速記官は、日常、書記官、速記官と異なることのない同一質量の業務に従事し、かつその責任も同じであるにもかかわらず、給与、身分の差別はいちじるしく拡大する一方となつてい

る。しかもこのことは、「当分の間」と称しながら十三年間も放置されているため、代行書記官(調査官、速記官)らは日に日に勤務意欲が減退しており、このような状態がこのまま続くと、裁判業務の能率向上に重大な影響を与えることはあきらかであるから、裁判所法附則第三項が規定している代行書記官、代行調査官、代行速記官の制度を廃止し、現在の代行書記官(代行調査官、代行速記官)を書記官、(調査官、速記官)に切り替えられたことの請願。

第三四〇二号 昭和三十七年四月二十三日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願(二通)
請願者 北海道函館市汐見町二六 堀口純次外四十三名

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第三三四五号と同じである。

第三六〇一号 昭和三十七年四月二十八日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内東町四ノ三三 小林七之介 九十七名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第三三四五号と同じである。

第三三七二号 昭和三十七年四月二十三日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(六十九通)
請願者 山形県上山市阿弥陀地 一 鈴木善六外五千二百四十九名
紹介議員 泉山 三六君
日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本の歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に対して、敬意の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに戦後、一部の者とはいへ、皇室の尊厳をおかす者がふえたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものがあらわれたことは、もはや国民の黙視できないところである。今日、世界いづれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対しては、厳重なる処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを厳重に処罰するような法律を制定せられたことの請願。

第三三八五号 昭和三十七年四月二十三日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願
請願者 千葉県松戸市松戸新田 五二〇 広瀬銀次外三千九百十名
紹介議員 須藤 五郎君
労働者、国民の生活と権利と民主主義、平和と独立を守るため、(一)政治的暴力行為防止法の制定を行なわないうこと、(二)ILO条約八十七号を無条件に即時批准すること、(三)国家公務員法、地方公務員法、公共企業体労働関係法、地方公営企業労働関係法、鉄道営業法等、国公、地公、公共企業体労働者の権利を制限する法改正を行なわないうこと、等について実現を図りたいとの請願。

第三四八八号 昭和三十七年四月二十六日受理

政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市長浦町一ノ二四 藤原耕三 郎外一万三千八百七十七名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三三八五号と同じである。

第三五〇九号 昭和三十七年四月二十七日受理

政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願
請願者 大阪府和泉市伯太町六 三 馬渡恵介外五百三十三名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三三八五号と同じである。

第三四八七号 昭和三十七年四月二十六日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(二通)
請願者 東京都北区東十条二ノ一〇 草野美枝子外四千七百四十六名
紹介議員 岩間 正男君
自由民主党、民主社会党提案に基づく政治的暴力行為防止法案は、右翼テロを口実としながら、実際には大衆運動を抑圧し、官憲の権限を強め、労働運動と平和と民主主義のための運動を制限することをねらっているものである。また法案中の「政治的暴力行為」とは、極めてあいまいであり強要、脅迫から国会、首相官邸に対するデモまでおよんでおり、正当な大衆運動や労働組合の運動にまで厳しい刑罰をもつて直接取締る大きな危険性を含んでいる。さらに集団示威運動、集団行進、集会、図画、機関紙誌にいたる広範な規制を公安審査委員会にゆだね、破防法をはるかに上まわる団体規制を行ない、民主的諸団体を公安調査庁と公安審査委員会の不断の監視のもとにおこうとしているから、このような危険な法案には絶対反対するものである。したがってこの法案を即時撤回し、廃案とせられたことの請願。

第三五〇〇号 昭和三十七年四月二十六日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(二通)

請願者 東京都台東区浅草寿町

三ノ二〇 笠島昭行外

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五〇一号 昭和三十七年四月

二十六日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(三通)

請願者

東京都北多摩郡清瀬町
中里九八二 城野光昭
外七千三百四十二名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五〇六号 昭和三十七年四月

二十七日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(一通)

請願者

東京都南多摩郡由木村
大塚一、五六三 滝浦
多嘉子外三千三百八十六名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五〇七号 昭和三十七年四月

二十七日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(八通)

請願者

東京都北区滝ノ川三ノ
五二 堤美代子外一万
六千六百十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

である。

第三五〇八号 昭和三十七年四月

二十七日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(五通)

請願者

東京都江戸川区平井一
ノ一、七二四 島村賢
一郎外一万三千八百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五四五号 昭和三十七年四月

二十八日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(二通)

請願者

東京都大田区上池上町
九三七 小島静江外六
千四百九十一名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五四六号 昭和三十七年四月

二十八日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(二通)

請願者

東京都葛飾区上平井町
二二〇 酒井保外三千
四百七十六名

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五四七号 昭和三十七年四月

二十八日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(一通)

請願(十通)

請願者

大阪府貝塚市国立療養
所貝塚千石荘内 渡辺
幸子外七千六百十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第三五四八号 昭和三十七年四月

二十八日受理

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(七通)

請願者

長野県塩尻市大門 太
田要外四十三名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第三四八七号と同じである。

第二十四号中正誤

ハシ段 行 誤 正

四四 元一とは、「云々」とは、「云々」とありまして、「公法上」

五 終り六 終り六 終り六 終り六 終り六 終り六 終り六 終り六 終り六 終り六

六二 九 御報告 御報告

昭和三十七年五月九日印刷

昭和三十七年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局